

平成31年3月25日

海上自衛隊下総航空基地におけるボーナスセール出店業者募集要項

海上自衛隊下総航空基地隊司令

標記について、出店希望業者は下記に基づき申請してください。

記

1 募集の内容

海上自衛隊下総航空基地におけるボーナスセールへの出店、営業及び撤収を実施する業者（以下「出店業者」といいます。）の募集

2 設置等の概要

(1) 出店日時

平成31年7月3日（水）午前11時から午後6時30分まで

(2) 出店場所

千葉県柏市藤ヶ谷無番地

海上自衛隊下総航空基地厚生センター

(3) 募集数

7店舗程度（募集数が多数の場合は抽選を実施します。）

(4) 業務内容

展示即売店の設置及び経営

（販売品目は、酒類を除く。また、調理販売は、移動販売車に限る。）

3 申請資格

次の項目を遂行できること。

(1) 出店申請書において定める国との取決め事項を遵守できる者

(2) 暴力団との関係及び出店に関する事項の誓約書を提出できる者

4 申請要領等

次に定める提出書類を作成の上、提出先に対し募集期間内に持参又は募集期間内に到着するように郵送してください。

なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 提出書類

ア 出店申請書（別紙様式第1）

イ 事業計画書（別紙様式第2）

ウ 誓約書（別紙様式第3）

エ 役員名簿（別紙様式第4）

オ 国有財産（建物）の使用許可について（申請）（別紙様式第5）

カ 戸籍謄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）

キ 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）

ク 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

ケ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

コ 印鑑証明書

サ 都道府県知事等の発行した営業許可書

（注）上記提出書類のうち、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する業者の場合は、資格決定通知書の写しを添付することにより、カ、キ、ク、ケ及びコに定める書式に代えることができる。

(2) 提出先

〒277-8661

千葉県柏市藤ヶ谷1614番地1

海上自衛隊 下総航空基地隊厚生隊 (担当者: 山口)

電話: 04-7191-2321 (内線2363)

FAX: 04-7191-2321 (内線2317)

(3) 募集期間

平成31年 3月27日 (水) 午前8時から

平成31年 4月 9日 (火) 午後4時まで

5 その他

(1) 申請者が多数の場合は、抽選としますのでご了承ください。

(2) 募集に関する問い合わせについては、担当者までご連絡ください。

(3) 募集締切後、決定した業者については別途連絡いたします。

- 添付書類: 1 別紙様式第1 (出店申請書)
2 別紙様式第2 (事業計画書)
3 別紙様式第3 (誓約書)
4 別紙様式第4 (役員名簿)
5 別紙様式第5 (国有財産 (建物) の使用許可について (申請))

出店申請書

平成 年 月 日

海上自衛隊下総航空基地隊司令 殿

法人・個人等の別	法人 ・ 個人 ・ 団体	
法人名(団体名)		印*
代表者氏名		
郵便番号	〒	
住所		
連絡先	固定： FAX： 携帯：	

* 法人の場合は社印、個人又は団体の場合は代表者の印を押印する。

海上自衛隊下総航空基地におけるボーナスセール出店業者の公募について、下記の取決め事項に同意の上、参加を申請する。

記

取決め事項

- 1 総 則
 - (1) 適用範囲

本取決め事項は、海上自衛隊下総航空基地において実施するボーナスセールへの出店、営業及び撤収（以下単に「業務」という。）について適用する。
 - (2) 用語の定義

ア 隊司令 海上自衛隊下総航空基地隊司令
イ 関係職員 海上自衛隊下総航空基地厚生隊長、厚生班長、厚生班員
ウ 出店業者 本業務を実施する者
- 2 実施時期
平成31年7月3日（水）
- 3 実施場所
千葉県柏市藤ヶ谷無番地 海上自衛隊下総航空基地厚生センター
- 4 出店業者の決定
出店業者の決定は、隊司令が行うものとし、その選定要領は関係職員が定める。
- 5 業務の内容
 - (1) 全 般

出店業者は、事前に提出した事業計画書に基づき、関係職員の指示に従い、次の各号に示す業務を実施するものとする。
なお、本業務の実施に係る費用、水道光熱料、労務、資材及びその他の経費の一切を負担するものとする。
 - (2) 設 置
出店業者は、関係職員の指示する時間までに店舗場所に集合し、関係職員の指示する位置に模擬店を設置する。
 - (3) 営 業

出店業者は、一般来訪者、海上自衛隊下総航空基地に勤務する隊員及びそれらに準じる者（以下「利用者」という。）に対し、商品の販売を行う。

ア 販売できない商品
出店業者は、以下に示す商品を販売してはならない。
(ア) 酒、アルコール類（土産物を除く。）
(イ) 出店現場で火気等を使用し、調理しなければ提供できない飲食物。ただし、移動販売車を除く。
(ウ) 法令等の定めにより営業許可が必要とされるものであって、出店業者が当該許可を受けていないもの
(エ) その他、行事に相応しくないものとして隊司令又は関係職員が定めるもの

イ 営業に係る責任
出店業者は、模擬店の失火、商品の瑕疵等について一切の責任を負い、利用者又は関係職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応するものとする。

ウ 名義の使用
出店業者は、自己の営業上の取引に関して、海上自衛隊等、官公庁の名義を使用してはならない。
 - (4) 撤 収
出店業者は、関係職員の指示する時間までに模擬店を撤収する。
 - (5) 禁止事項

ア 保 全
出店業者は、関係職員の与えた指示及び業務の遂行上知り得た情報の保全を遵守するものとし、これを業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

イ 飲酒について
出店業者は、基地内で飲酒をしてはならない。
 - (6) 火災予防
柏市火災予防条例に基づき、火気器具を使用する店舗は、必ず業務用消火器を準備するとともに、消防署への届出を実施しなければならない。
- 6 その他
本取決め事項に記載のない事項及び細部については、関連法令の定めによるほか、必要の都度、関係職員と出店業者の間で協議するものとする。

事業計画書(その1)

法人・個人の別	法人 ・ 個人 ・ 団体					
法人名(団体名)						印*
代表者氏名						
郵便番号	〒					
住所						
連絡先	固定： FAX： 携帯：					
業務内容	展示即売店の設置及び経営					
取扱品目・価格表						
品名	販売価格	販売予定数量	備考			
(取扱品目が多数となる場合は、別紙を作成して下さい。)						
従業員名簿						
(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	国籍	住所	役職又は 担当業務	備考

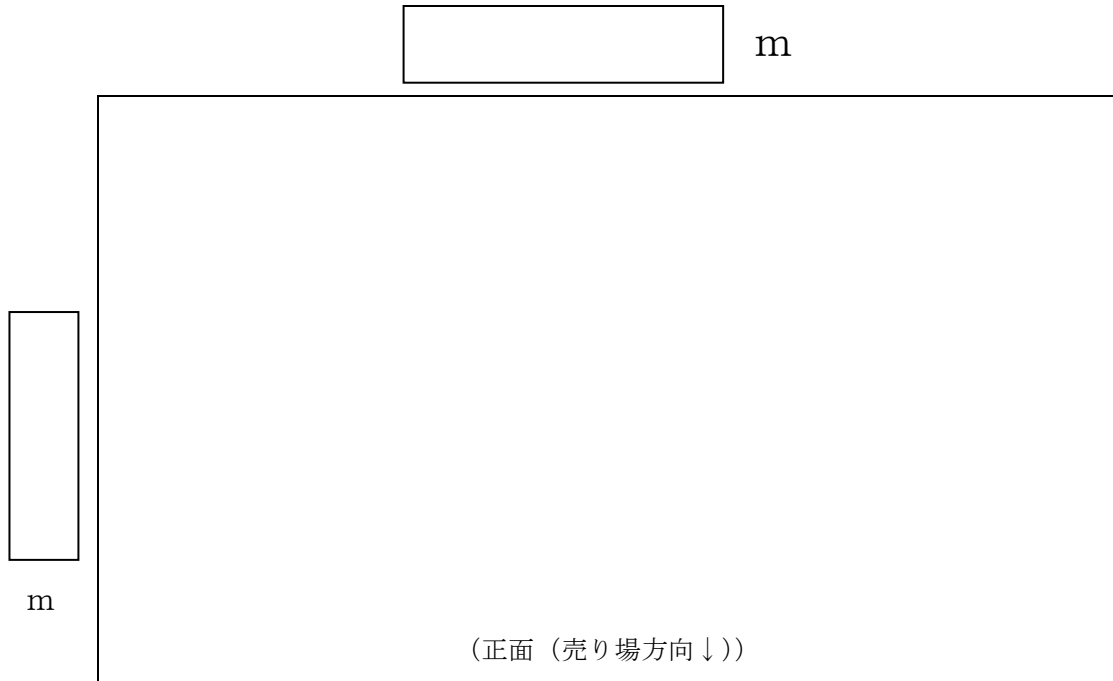
* 法人の場合は社印、
個人又は団体の場合は
代表者の印を押印する。

事業計画書(その2)

火気・電気の使用				
火 気	使用する ・ 使用しない		電 気 (発電機)	使用する・使用しない
	使用する場合 プロパン 炭 火	箇所 箇所		

店舗設置予定図

※設置場所は、原則として厚生センター多目的室ですが、
 屋内での設置が困難な場合は厚生センター前での出店を可とします。
 屋内については、原則として2.0m×3.0mとします。
 屋外での出店を希望する場合は、「厚生センター前」に○をしてください。
 出店場所 : 厚生センター多目的室 ・ 厚生センター前



※上の枠内に配置図を記載し、出店場所の長さを記入してください。

- * 1 火気、電気を使用する場合、使用箇所を明記する。
- * 2 火気、電気を使用する場合、消火器の設置場所を明記する。

乗入車両 (2台まで)

車 両		車両ナンバー	色	任意保険	
メーカー	車 種			対人(円)	対物(円)

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。併せて、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第5により変更後の役員名簿を提出します。

2 公共良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）。その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び操作上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治生活を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

北 関 東 防 衛 局 長 殿

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

防衛省所管国有財産部局長
北 関 東 防 衛 局 長 殿
(下総教育航空群司令経由)

申請者 住所
氏名 印

国有財産の使用許可について（新規）（申請）

標記について、下記のとおり行政財産を使用したいので、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産の口座名及び所在地
 - (1) 口座名：海上自衛隊下総航空基地
 - (2) 所在地：千葉県柏市藤ヶ谷無番地
- 2 使用しようとする財産の区分、種目、構造及び数量
 - (1) 区 分：建 物 ・ 敷 地
 - (2) 種 目：事務所建 ・ 土 地
 - (3) 構 造：R C - 1
 - (4) 数 量： m²
- 3 使用の許可を受けようとする事由
「海上自衛隊下総航空基地ボーナスセール」に参加のため。
- 4 使用期間
平成31年7月3日（水）
- 5 用途及び利用計画
添付書類のとおり。
- 6 使用料
貴職算定のとおり。
- 7 その他参考となるべき事項
納入告知書送付先
 - ・ 郵便番号
 - ・ 住所、支店名等
 - ・ 担当者氏名、所属及び連絡先

添付書類：1 案内図、配置図、平面図及び求積図
2 誓約書及び役員名簿

記入時の注意事項について

1 別紙様式第3「誓約書」について

個人の場合は、私 に 法人等の場合は、当社 にを記入してください。

2 別紙様式第4「役員名簿」について

誓約書に記載した代表者については、必ず役員名簿に記載してください。また、代表者と別紙様式第5「国有財産の使用許可について（申請）」の申請者は、同一人物でお願いします。

3 別紙様式第5「国有財産の使用許可について（申請）」について

(1) 日付は、未記入でお願いします。

(2) 氏名欄は、申請者と同一でお願いします。

(3) 第2項は、出店場所を厚生センター内とする場合は、(1)区分の**建物**及び(2)種目の**事務所建**に○をしてください。

出店場所を厚生センター前とする場合は、(1)区分の**敷地**及び(2)種目の**土地**に○をし、**(3)構造：RC-1を削除線で削除**してください。

なお、削除線の上には、申請者印を押印してください。

(4) 第7項「その他参考となるべき事項」には、郵便番号・住所、支店名等・担当者氏名・所属・電話番号・FAX番号を記載してください。

4 提出する書類の印刷は、両面印刷を行わず片面印刷でお願いします。